

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス（居宅介護及び重度訪問介護）事業所 ヘルパーステーション ふれんど運営規定

（事業の目的）

第1条 社会医療法人 青洲会が開設するヘルパーステーションふれんど（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービス事業の居宅介護及び重度訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「介護職員等」という。）が、身体障害者・精神障害者・難病等対象者に対し適正な居宅介護・重度訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営む事が出来る様、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者等の必要な時に必要な事業の提供が出来るように努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 前三項の他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第57号）の全部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 「ヘルパーステーション ふれんど」
- ② 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町長者原西3丁目13番1号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者	介護福祉士	1名（常勤。サービス提供責任者兼務）
サービス提供責任者	介護福祉士	4名以上（常勤。管理者兼務含む）
介護職員等	介護福祉士	3名以上（非常勤）
	ヘルパー1・2級課程修了者	10名以上（非常勤）

（1）管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・居宅介護・重度訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用者等及びその同居家族にその内容を説明するほか、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・介護職員対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握し自らも居宅介護・重度訪問介護の提供にあたる。
- ・介護職員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 介護職員等

介護職員等は、居宅介護・重度訪問介護計画に基づき居宅介護・重度訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間・サービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。(祝日除く)
- ② 営業時間 8:30~17:30
- ③ サービス提供日・提供時間:365日・24時間

※ 上記の営業日、営業時間外は電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において事業を提供する対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者
- (2) 精神障がい者
- (3) 難病患者等

(事業の内容)

第7条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護・**重度訪問介護**計画の作成
- (2) 身体介護
入浴、排泄及び食事等の介護
通院介助(身体介護に伴うもの)
- (3) 家事援助
調理、洗濯及び掃除等の家事の援助
通院介助(身体介護を伴わないもの)
- (4) **重度訪問介護**
入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、
外出時における移動中の介護
- (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割の額とする。

ただし、利用者負担額の月額については、障害者総合支援法第29条第3項の定めによるものとする。

- 2 **法定代理受領を行わない場合は**、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者等から受領する。
- 3 キャンセルの連絡がなく介護職員が訪問し、利用者の不在の場合は事業計画上同額の料金を徴収する。
- 4 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者等に交付する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 介護職員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、粕屋町、志免町、宇美町、須恵町、篠栗町、久山町の区域とする。その他の地域においては要相談可。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備。
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時一定の姿勢をとる様求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱る事。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えない事。
- (6) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えない事。
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与える事。
- (8) 性的な嫌がらせをすること。
- (9) 当該利用者を無視する事。
- (10) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱める事。

(身体拘束の禁止)

第12条 事業者は事業の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこととする。

2 事業所はやむを得ず事項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録することとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、職員の資質の向上の為に研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回

2 事業所は、すべての介護職員等に対し、健康診断等を定期的実施する。

- 3 介護職員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 介護職員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文章により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。
- 6 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 7 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 8 事業所は、利用者等に対する居宅介護・重度訪問介護の提供に関する諸記録、事故発生時の記録、市町村への通知、並びに苦情処理に関する記録を整備し、当該居宅介護・重度訪問介護を提供した日から5年間保存する。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人 青洲会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

平成25年4月1日	改正
平成25年12月1日	改正
令和3年4月1日	改正
令和5年7月1日	改正
令和6年4月1日	改正